★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

かいてき便り

令和８年１１月１日発行　第268号

INDEX

・「介護サービス情報の公表」に係る報告（調査票の提出）のお願い
・居住支援特別手当事業に関するお知らせ
　(1)R8年度交付申請の受付は12月28日まで！未申請の事業者はお早めに
　(2)伴走型申請支援について（お申込みは 11 月 6 日まで！！）
・令和8年度　介護職員奨学金返済・育成支援事業　交付申請を受付中！
　（令和8年11月20日締め切り）
・地域を支える「訪問介護」応援事業における補助金事業について
・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業　交付申請書受付のご案内
　（(ア)福祉避難所 ・ (イ)災害時協定締結事業所 ・ (ウ)災害要件なし事業所）
・(オンライン研修開講のお知らせ）令和8年度第2回介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】
・一般社団法人シルバーサービス振興会からのお知らせ
　～介護プロフェッショナルキャリア段位制度　令和8年度アセッサー講習受講者募集のご案内～
・令和8年度　訪問看護にかかる支援策について
・西多摩特養ガイドをご活用ください！
・老健空床情報検索システムをご活用ください！
・日本版 BPSD ケアプログラム認定制度の御案内(申請受付中)
・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内　＆　東京都消費生活総合センターからのお願い

お知らせ

○　「介護サービス情報の公表」に係る報告（調査票の提出）のお願い

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額（利用者負担額を含む）が 100 万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられています（介護保険法第 115 条の 35）。

この度、東京都では、介護保険法施行令第37条の2の3第1項等に基づき、「令和8年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定いたしました。

これに基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ「計画実施通知書」を送付しております。

つきましては、**東京都指定情報公表センターより順次送付される「提出依頼通知」に基づき、各期限までに「介護サービス情報報告システム」による報告をお願いいたします。**

なお、今年度、訪問調査の対象事業所におかれましては、調査実施に御協力をお願いいたします。

調査票	基本情報	運営情報
既存事業所	必須	必須
新規事業所	必須	―

※ 公表事項の追加について

令和 6 年度より情報公表システムで**財務諸表（事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表）を公表**することになり、報告時にファイルのアップロードが必要になります。**アップロードしたファイルはそのまま公表されますので、個人情報・機密情報が含まれないようご注意ください。**

※「事業所の特色」について

平成 24 年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を公表できる枠組みがあります。公表している内容については随時更新が可能ですので、ぜひご活用ください。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】
　指定情報公表センター　TEL03－3344－8630
【本制度のお問い合わせ先】
　介護保険課介護保険担当　TEL03－5000－7552

○ ★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★

お知らせ

(1)R8年度交付申請の受付は12月28日まで！未申請の事業者はお早めに

(2)伴走型申請支援について(お申込みは 11 月 6 日まで！！)

ご好評いただいている居住支援特別手当ですが、今年度の申請期限が迫っています。
未申請の法人におかれましてはぜひ、下記ポータルサイトに掲載の事業説明や申請手続に関する動画や資料のほか、下記「これから申請される場合の注意点」をご確認の上、ご申請ください。

【令和 8 年度交付申請　マイページ受付期限】 12月28日(月)17:30 まで

● **居住支援特別手当ポータルサイト**
https://www.kyojushientokubetsuteate.jp

＜これから申請される場合の注意点＞

- 期限後は申請を受付けられません。書類の事前準備や不備対応などに時間を要する場合がありますので、期限に余裕をもってご申請ください。
- 令和 9 年 1 月に受付予定の変更交付申請は、既に交付決定を受けている事業者様が対象のため、交付決定時期との関係で変更交付申請をしていただけないことがあります。交付申請に当たっては、変更交付申請できない可能性も考慮して不足が生じないよう適切な額によりご申請ください。
- 申請初年度で、補助金の入金を待って対象職員に手当を支給される場合は、補助対象年度の取扱いに十分ご注意ください。 詳細は上記ポータルサイトに掲載されている資料「居住支援特別手当支給方法と補助対象年度」をご確認ください。

【事業概要】
○ 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】
○ 職員 1 人当たり年間最大 24 万円
（月1万円＋勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には月1万円加算）

⑵伴走型申請支援について（お申込みは 11 月 6 日まで！！）
就業規則を改定したけど申請方法や申請様式の作成で行き詰っている…とお困りのご担当者様へ、事務局が個別にサポートします！
窓口は 9 時から 17 時 30 分まで開設しており、ご都合にあわせてご利用いただけます。
具体的には、以下の STEP1～5の申請完了に至るまでの手続きについて、電話連絡によりご希望を踏まえながら支援しますので、ぜひご活用ください。
※ 様式の作成や申請を代行するものではありません。

● 東京都居住支援特別手当事業　申請支援について(令和8年度)
https://www.kyojushientokubetsuteate.jp/support.html



(対象)令和８年度未申請で、居住支援特別手当に係る就業規則等の改定を既に済ませている事業者様
(実施期間)12 月 28 日(月)までの間　※　お申し込みは 11 月 6 日(金)まで

伴走型支援の申請・お問い合わせ
03-6821-1760(9:00～17:30)※土曜日、日曜日、祝休日は除く

「 居住支援特別手当を人材確保・定着に活用しませんか？ 」

アンケートでは、手当を活用している事業者の約8割が、人材確保・定着への効果を実感、または今後の効果を期待しています！

また、職員のモチベーション向上(約6割)や職員からの感謝・喜びの声(約5割)のほか、求人時の給与面でのアピールや職員の定着につながったとの声も寄せられています。

〈 自由意見 〉
- 物価高及び職員確保が難しくなっている中、採用において非常に効果があります。
- サポートの体制は充分です。申請もシンプルで、手間には感じず助かります。

職員の確保・定着に向けて、ぜひ本制度をご活用ください！

【お問い合わせ】
東京都居住支援特別手当事務局 （電話 03-4500-0111）

○ 令和８年度　介護職員奨学金返済・育成支援事業　交付申請を受付中！
（令和８年１１月２０日締め切り）

お知らせ

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、「**介護職員奨学金返済・育成支援事業**」を実施しています。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員（有期雇用を除く）として介護業務未経験者等を雇用し、その職員が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、又は、介護保険事業所等が本人に代わり返還する場合に、都が事業者に対して、**１人当たり年 60 万円（最大５年間）**を上限として、支給又は代理返還に要する経費の全額を補助します。

現在、交付申請書の提出を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、東京都福祉保健財団まで申請してください。

※今年度は令和8年４月１日時点で「介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ又はⅢ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度（介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験）」を有する施設、事業所が対象です。

【提出期限】 ①**令和8年 11 月 20日（金曜日） 必着**

②**令和9年　１月　８日（金曜日） 必着**

※原則、①の交付申請書提出締切りまでにご提出ください。①の交付申請書提出締切り以降に、
採用予定者がいる等の理由がある場合のみ、②のスケジュールでご提出ください。

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】　〒163－0719　東京都新宿区西新宿２－７－１　新宿第一生命ビルディング 19 階
東京都福祉保健財団　福祉情報部　福祉人材対策室　介護人材育成担当

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページより様式をダウンロードしてください。説明動画や説明資料も、こちらに掲載しております。
（https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/）

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団　福祉情報部　福祉人材対策室　介護人材育成担当
TEL:03－6302－0280　FAX:03－3344－8531
MAIL:syogakukin@fukushizaidan.jp

お知らせ

○地域を支える「訪問介護」応援事業における補助金事業の交付申請を受付中です

東京都では、「地域を支える『訪問介護』応援事業」の一環として、「令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」の補助金事業を実施いたします。

12月21日（月）17時【厳守】まで事前申請を受付しておりますので、ぜひ活用について御検討ください。

なお、申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、補助対象期間に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。

訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業所が対象となります。

※訪問入浴介護は下記補助対象事業のうち、（5）のみ対象となります。

●補助対象事業

（1）中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

（2）経験年数が短い訪問介護員等の同行支援

（3）経営改善の支援

（4）登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

（5）介護人材・利用者確保のための広報・採用活動に関する支援

※（5）については、1事業者（法人）当たり10事業所まで

●申請方法

東京都ホームページ（※）内の【事前申請受付フォーム】から申請してください。

（※）https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houmonkaigoservice

●お問い合わせ先

本補助金に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業事務局

電話 ： 03-6380-8566【電話受付時間は、土日祝日を除く9時から18時】

○ 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 交付申請書受付のご案内

お知らせ

（（ア）福祉避難所 ・ （イ）災害時協定締結事業所 ・ （ウ）災害要件なし事業所）

交付申請書受付のご案内

（申請区分（ア）福祉避難所・（イ）災害時協定締結事業所・（ウ）災害要件なし事業所）

本事業においては、以下のとおり交付申請書の受付を開始します。

期限内必着です。期間に余裕を持って準備し、提出してください。

●交付申請書受付期間

令和8年11月2日（月）～11月20日（金）：申請区分（ア）及び申請区分（イ）

令和8年11月2日（月）～11月27日（金）：申請区分（ウ）

※今年度の助成金申請にあたっては、必ずご提出ください。

交付申請に使用する様式類は、当財団のホームページに掲載しています。（以下 URL 参照）

申請区分（ア）https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/a/

申請区分（イ）https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/i/

申請区分（ウ）https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/u/

助成金の手引、記入例集もホームページに掲載していますので、ご参照いただき、不明点はお早めに担当までお問い合わせください。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部　運営支援室　宿舎借り上げ支援事業担当（介護）

TEL　03－3344－8548

ホームページ　https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/

○（オンライン研修開講のお知らせ）令和８年度第２回介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】

お知らせ

業務上必要な医療的知識、高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施します。

※本研修は令和3～8年度第１回に実施した収録型 WEB 研修と同内容です。ご確認の上、お申込みください。

※受講料は無料です。

■配信期日

令和9年1月21日（木）10時～3月11日（木）17時まで（WEBによる収録動画配信）

※上記の期間内であれば、何度でも視聴することができます。

■内容

	科目名（時間）	内容	講師
1	介護職員の役割と医療的知識の必要性について（70 分）	介護職員にとって医療的知識の習得が医療職等との連携促進や緊急時の適切な対応、ケア全般における安全の確保に資するものであることを理解する。	株式会社 あいゆうサポート 代表取締役 内田　千恵子　氏
2	高齢者に多い疾患の理解（疾病の理解と観察のポイント）（80 分） **★令和7年度新規収録**	日常の介護の場面で変化に気づき、適切に医療につなげることができるよう、高齢者に多い疾患についてその特徴と観察のポイントを学ぶ。	公益社団法人 東京都医師会 理事　西田　伸一　氏
3	高齢者の心身の理解（70 分）	加齢に伴う高齢者の頭からつま先、内臓にいたる一般的な心身の変化や特徴について学ぶ。	
4	高齢者の日常生活を支える身体の管理（基礎知識編）（100 分）	介護の場面で日常的に適切なケアが必要な身体症状とその介護方法を学ぶ。	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護 ステーション 所長　服部　絵美　氏
5	気づきのための観察ポイント（個人ワークと解説）（70 分）	緊急時の対応事例を通して講義で得た知識を再確認し、日常の介護における心身の異変の気づきと観察ポイントを学ぶ。	

■対象

都内に所在する以下（①～⑭）の介護保険事業所において経験年数概ね1～3年目の介護職員で基礎的な医療知識を学びたい方（※前職がある場合はその勤務経験も含めます）

①訪問介護事業所(夜間対応型含)　②訪問入浴介護事業所　③通所介護事業所(認知症対応型、地域密着型含)
④通所リハビリテーション事業所　⑤短期入所生活介護事業所　⑥短期入所療養介護事業所
⑦認知症対応型共同生活介護事業所　⑧小規模多機能型居宅介護事業所　⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
⑩特定施設入居者生活介護事業所　（包括型、地域密着型含。ケアハウス、有料老人ホーム 及びサービス付高齢者向け住宅）
⑪介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所含）　⑫介護老人保健施設　⑬介護医療院
⑭看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

■申込期限

令和8年11月26日（木）

■お問合せ・申込先

社会福祉法人東京都社会福祉協議会　東京都福祉人材センター研修室（小林・横山）

TEL：03-5800-3335　研修受付システム「けんとくん」 https://www.kentokun.jp/

○一般社団法人シルバーサービス振興会からのお知らせ

お知らせ

～介護プロフェッショナルキャリア段位制度　令和8年度アセッサー講習受講者募集のご案内～

介護プロフェッショナルキャリア段位制度の　**令和8年度アセッサー講習**の受講者を募集しています。

- アセッサーは、国が定めた全国共通の介護技術評価基準を用いて、介護職員の OJT・評価を行います。 この講習を通じて、根拠に基づく介護技術評価について学び、実際に評価を体験します。介護現場で、人材育成・OJT の実施を担う、介護現場のリーダー層向けの講習です。リーダー層育成、現場の OJT 導入・展開に役立つ、**eラーニング**によるプログラムです。
- **東京都「人材育成促進支援事業」**ではアセッサー**講習の受講料**が補助の対象となっていますので、是非この機会をご活用ください。（交付申請期限：令和8年 11 月 6 日（金曜日））
 ※キャリア段位制度におけるレベル認定者及びアセッサーへの手当は補助対象外です。
 ※キャリアパス導入促進事業費補助金は新規受付を終了しております。
- なお、令和8年度のアセッサー講習は、1期（回）の開催を予定しております。

【 令和8年度 アセッサー講習 】

介護キャリア段位制度ホームページからお申し込みください。

申込期間 ： **令和8年10月20日(火) ～ 11月24日(火)**
受講期間 ： **令和8年12月上旬 ～ 令和9年2月中旬**
eラーニング期間 ： **令和8年12月15日（火） ～ 令和9年1月26日（火）**
（ 期間中はインターネットで、いつでも何度でも、学習いただけます。 ）
受講方法 ： **eラーニング方式** （インターネット接続のできるパソコンが必要）
講習内容 ： テキスト学習／eラーニング受講 （講師による講義等含む）／トライアル評価／確認テスト 等 （※ 集合形式ではありません）
修了要件 ： 上記全ての履修及び確認テスト合格
受講費用 ： 税込 23,650 円 （講習指定テキスト代が含まれます）
申込方法 ： 介護キャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。
https://careprofessional.org/careproweb/jsp/
問合せ先 ： 一般社団法人 シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部
電話 : 03-3862-8061　email: careprofessional@espa.or.jp

＜ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは ＞



- 介護分野の実践的なキャリアアップの仕組みとして、国で定められた全国共通の「介護技術評価基準（148評価項目）」を用いて介護職員の介護スキルを評価し、そのスキルレベルに応じた認定を行う制度です。
- アセッサー講習を修了した方による、介護現場で評価基準を用いて介護職員に対する評価・OJT を通じて、介護職員の確かな実践的スキルの習得を図っていきます。
- 詳しくは、介護プロフェッショナルキャリア段位制度ホームページをご覧ください。

○ 令和8年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和8年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html

東京都訪問看護推進総合事業

＜R8年度東京都訪問看護推進総合事業＞

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修:共通科目、在宅療養にかかる科目	~~1回目 5月29日(金)~~ ~~2回目 10月30日(金)~~ **申請期限は過ぎていますが、新たに募集要項が発表された場合は、申請を行える場合があります。入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡のうえ、合格又は受講決定通知を受領後、速やかに申請してください。**
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	~~7月17日(金)~~ **申請期限は過ぎていますが、今年度雇用する事務職員について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。**
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	~~1回目 5月29日(金)~~ ~~2回目 10月30日(金)~~ **3回目 1月29日(金)**
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	~~6月26日(金)~~ **申請期限は過ぎていますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。**
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション ■訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ■ステーションからの相談対応 ■勉強会や交流会 ■地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	**訪問看護体験・研修の申込受付中！** 各教育ステーション(都内 26 箇所)へ直接お申込ください。 9月から新たに教育ステーションとして5箇所が追加されました。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)育成定着推進・基礎実務・経営安定コース 受付終了しています。 (2)看多機実務研修コース **研修申込受付中！(締切:11/16(月))** ※詳細は委託先のホームページをご覧ください。 https://www.fukushizaidan.jp/104houmonkango/kango_kyotaku/
	訪問看護人材確保事業 ※東京都看護協会に委託して実施します。	**1 月 23 日(土)開催** 会場:公益社団法人東京都看護協会 1 階大研修室 ※詳細は東京都看護協会ホームページをご覧ください。 https://www.tna.or.jp/nurse/entrusted/houmonrecruit/fes/

	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和 3 年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」の e ラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！ https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTlzPTAr5MPDQTri9STE ※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

○西多摩特養ガイドをご活用ください！

お知らせ

　西多摩特養ガイドでは、東京都西部（8市町村）の特別養護老人ホームについて、各施設の特徴や入所までの期間による検索ができます。

　気になる施設にその場で一括申込や資料請求をすることもできますので、ぜひご活用ください！

【URL】 https://www.nishitama.jp/

【問い合わせ先】 西多摩特養ガイド事務局

メール：tokuyo@nishitama.jp

西多摩特養ガイド



○ 老健空床情報検索システムをご活用ください！

お知らせ

一般社団法人東京都老人保健施設協会の設置する老健空床情報検索システムでは、入所・ショートステイ・通所リハビリテーションの空き情報と、訪問リハビリテーションを調べることができます。

医療的管理を必要とする方の受け入れ状況や申込方法も閲覧可能ですので、ぜひご活用ください！

【URL】https://www.roken-tokyo.or.jp/kensaku/

【問い合わせ先】一般社団法人東京都老人保健施設協会事務局

○　老健空床情報検索システム



○日本版BPSDケアプログラム認定制度の御案内（申請受付中）

お知らせ

東京都では、**日本版 BPSD ケアプログラム（※）に継続的に取り組む都内の介護サービス事業所等を認定する制度**を開始します。

※東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

◆認定されると…
・東京都認定ステッカーの交付
・プレス発表、東京都 HP・SNS 等での周知、関係団体への通知
などによる公表
⇒事業所等の取組を後押しするとともに、ケアプログラムの普及を図ります。



※イメージ（生成 AI により作成）
※１事業所につき２枚交付します。

◆認定対象
アドミニストレーターが 1 名以上在籍し、ケアプログラムを実践する都内介護サービス事業所等

◆認定要件
令和 6 年度及び令和 7 年度の各年度において、DEMBASE を利用者2人以上に利用していること
※フォローアップ研修の課題としての利用実績は、認定基準に係る利用実績には含めない。

◆認定年度
令和8年度

◆申請方法
以下の申請フォームよりお申し込みください。
申請期限：令和 8 年 11 月 30 日（月曜日）まで
＜URL＞
https://logoform.jp/form/tmgform/1804901
※申請は事業所単位で行ってください。

◆審査及び認定結果
申請内容及び DEMBASE の利用実績等を確認し、認定基準に基づき審査を行います。
認定結果については、申請時に登録された連絡先に別途通知します。

◆認定事業所等の公表
認定した事業所等については、認定ステッカーを交付するとともに、報道発表、とうきょう認知症ナビへの掲載、関係団体及び介護施設・事業所への周知、SNS 等を活用した情報発信により広く周知する予定です。
なお、公表は、申請の際に掲載を希望した事業所等とします。

【＜参考＞東京都 HP（認知症ケアプログラムについて）】
https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/

【お問い合わせ先】
東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課 認知症支援担当
電話番号:03－5320－4277

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 ＆ 東京都消費生活総合センターからのお願い

お知らせ

■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

令和 7 年度の都内の消費生活相談件数は、前年度比約 10%増の約 14 万5千件となりました。このうち、契約当事者が 60 歳以上の相談件数は約 5 万件で、全体の 3 割以上を占めており、高齢者をめぐる消費者トラブルは依然として深刻な状況にあります。

今後さらに高齢化が進むことで、高齢者の消費者被害が増加することが懸念されています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、または、早期に発見して被害の拡大を防ぐためには、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では地域包括支援センター、介護事業者をはじめ、地域の高齢者見守りネットワークの関係者の方々を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい消費生活相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応（消費生活センターへの相談方法等）

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間 ： **2026年4月1日から2027年3月31日まで**　★土日祝日も実施できます！★
※状況により休止となる場合があります。詳細は「東京くらし WEB」（下記）を参照のこと。
講義時間 ： 原則　午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
（この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
派遣場所 ： 都内のご希望の場所（島しょ地域を除く。）
費　　用 ： **無　料**
申込条件 ： ●申込者・・・都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
●受講者・・・原則10人以上
申込受付 ： **2026年4月1日から2027年3月10日まで**（先着200回までで受付終了となります。）
申込方法 ： 下記URL（東京くらしWEB）から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の1か月前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。
★申込用紙（チラシ）は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●高齢者見守り人材向け出前講座 | 東京くらし WEB

＜トップ⇒消費者教育⇒出前講座（講師派遣）⇒高齢者見守り人材向け出前講座＞

【お申込・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会　事務局

TEL：03-5614-0635（月～金曜日＜祝日・年末年始除く＞午前9時30分～午後5時）
講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp
FAX：03-5614-0743
＊この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】
東京都消費生活総合センター活動推進課　協働連携事業担当
TEL：03－3235－4167

■　高齢者を見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い

消費生活センターをご活用ください！

消費生活センターは、消費者安全法に基づいて設置されている行政機関です。相談は無料、秘密は厳守されます。安心してご相談ください。

なお、ご相談は高齢者本人からでなくても構いません。「変だな？おかしいな？」と気付いたら、まずは見守っている方からご相談いただくことも可能です。

（消費者ホットライン）局番なし✆ 188 におかけいただくと、お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●東京都内消費生活相談窓口一覧 ｜　東京くらし WEB

＜トップ⇒くらしに役立つリンク集 ⇒ 消費生活相談窓口＞

（23 区） 東京都内消費生活相談窓口一覧 ｜ 東京くらし WEB

（市・町）東京都内消費生活相談窓口一覧 ｜ 東京くらし WEB

また、東京都消費生活総合センターでは**「高齢者の見守り」**のページで各自治体の取組や連携の事例などをご紹介しています。ぜひご活用ください。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●高齢者見守り ｜ 東京くらし WEB

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課　高齢者見守り・連携担当

TEL：　03－6228－1331

【編集兼発行】 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

TEL03－5000－7552、FAX　03－5388－1395